

2025年度 所定疾患の公表

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患(以下に記載)を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。メープル小田原においても、厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費を適切に算定し、毎年ホームページ等にて前年度の治療の実施状況をご報告してまいります。

対象となる所定疾患

疾患名	主な検査	主な治療内容
1.肺炎	聴診・レントゲンなどの画像検査・血液検査	喀痰吸引・抗生剤の内服または点滴投与・酸素吸入等
2.尿路感染症	尿検査・血液検査	抗生剤の内服または点滴投与・尿カテーテル挿入等
3.帯状疱疹	視診・皮膚細胞採取	抗ウイルス剤の投与・軟膏塗布・鎮痛剤の投与等
4.蜂窩織炎	視診・血液検査・	抗生剤の内服または点滴投与・鎮痛剤の投与・冷罨法等
5.慢性心不全の急性増悪	聴診・レントゲンなどの画像検査・血液検査	利尿剤などの注射・酸素投与・喀痰吸引・尿カテーテルの挿入等

上記所定疾患で治療が必要となった入所者に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定を致します。

2025年度の算定状況

	肺炎		尿路感染症		帯状疱疹		蜂窩織炎		慢性心不全		合計	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
4月			5	15							5	15
5月			2	7	1	7					3	14
6月			5	24			1	5			6	29
7月			4	18			1	1			5	19
8月			3	10			1	4			4	14
9月			5	14	1	7	1	4			7	25
10月			2	8	1	8					3	16
11月			4	12							4	12
12月			2	8			1	5			3	13
1月											0	0
2月			4	22					1	3	5	25
3月	1	5	5	22							6	27
合計	1	5	41	160	3	22	5	19	1	3	51	209